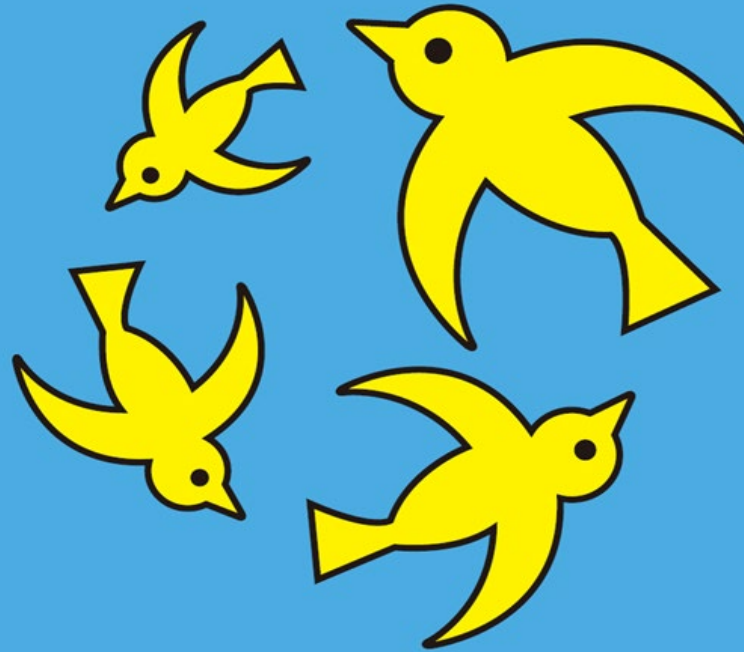


新しい学習指導要領

生きる力

学びの、その先へ



事務局説明資料

学習指導要領総則

第4回検討会で各委員から議論する必要があると示された課題

何ができるようになるか

何を学ぶか

どのように学ぶか

何が身に付いたか

子供の発達を
どのように支援するか

実施するために何が必要か

【前文】

- ・教育の目的・目標
- ・豊かな人生と持続可能な社会の創り手の育成
- ・社会に開かれた教育課程
- ・学校段階等間の接続と小学校学習指導要領 など

【総則】

第1 小学校教育の基本と教育課程の役割

- ・生きる力の育成に向けた資質・能力の3つの柱
- ・カリキュラム・マネジメントの充実 など

第2 教育課程の編成

- ・学校の教育目標
- ・学習の基盤となる資質・能力
(言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力)
- ・現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力 など

第3 教育課程の実施と学習評価

- ・単元等のまとまりごとの主体的・対話的で深い学び、
見方・考え方
- ・学習評価(指導と評価の一体化、妥当性・信頼性の確保)
- ・言語活動(言語能力の育成)
- ・コンピュータ等の情報手段活用(情報活用能力の育成)

第4 児童の発達の支援

- ・ガイダンスとカウンセリングによる発達の支援
- ・生徒指導、個に応じた指導、キャリア教育
- ・障害のある児童生徒、日本語指導、不登校児童生徒への配慮

第5 学校運営上の留意事項

- ・校務分掌に基づく役割分担と連携
- ・カリキュラム・マネジメントと学校評価や
各種全体計画との関連付け

- 豊かな人生と持続可能な社会の創り手の育成は引き続き重要。変化する今後の社会像をどう捉え、その中での学校の姿をどう構想するか。

- 学習者である子供たちの全人的な発達を支え、資質・能力の育成を保障する観点から、学校における教育課程をどのように構想するか。

- ① 幼児教育から高等学校卒業段階までの発達(認知的発達、身体的発達、社会情緒的発達、キャリア発達)をどのように支えるか。
- ② 教育課程全体の学び、各教科等の学びを通して、子供たちにどのような資質・能力の育成を目指すか。
- ③ 子供たちが学ぶ内容を、どのような原理・方法で選択・組織するか。
- ④ 子供たち一人一人の特性等を考慮した教育課程の個別性と、それらを包摂する学校の教育課程との調整をどのように図るか。

- 各教科等の目標、内容、方法、評価の在り方をどのように考えればよいか。

- ① 各教科等の目標(見方・考え方、資質・能力の3つの柱)について改善すべき点はあるか。
- ② 各教科等の内容を、どのような原理・方法で選択・組織するか。
- ③ ①、②を効果的に育成するための方法(教材、指導方法、学習評価)には何があるか。

- これまでの学習指導要領(①学習指導要領改訂の経緯、②総則と教科等との関係、③改訂のコンセプトや用語の周知)を振り返ると、どこに課題があったのか。

- 現行学習指導要領の実現に向けて、学習指導要領の改善とそれを取り巻く諸条件の改善について、どのような方向が考えられるか。

- 学習指導要領の実現に向けた政策形成・展開の在り方をどのように考えればよいか。

- ① 学習指導要領の用語の定義や伝え方にどのような工夫が考えられるか。
- ② 教育委員会、学校にはどのようなことが求められるか。
- ③ 教育課程の編成・実施に際しての条件整備をどのように考えるか。

○ 我が国が直面するカリキュラムのリデザインとエコシステムの確立に向けて諸外国はどのような戦略をとっているのだろうか。国内に参考となる知見はあるか。

○ 現行学習指導要領の改訂を提言した中教審答申以降の国の教育課程行政を取り巻く提言にはどのようなものがあり、それらは相互にどのような関係性を持っているのか。

各教科の目標・内容の示し方について

育成すべき資質・能力の三つの柱



学校教育法第30条第2項が定めるいわゆる学力の三要素（「基礎的な知識及び技能」「これらを活用して課題を解決するために思考力、判断力、表現力その他の能力」「主体的に学習に取り組む態度」）を議論の出発点としながら、学習する子供の視点に立ち、育成を目指す資質・能力の要素を三つの柱で整理。

学びに向かう力，人間性等

どのように社会・世界と関わり，
よりよい人生を送るか

「確かな学力」「健やかな体」「豊かな心」を
総合的にとらえて構造化

何を理解しているか
何ができるか

知識及び技能

理解していること・できる
ことをどう使うか

思考力，判断力，表現力等

【参考】学校教育法第30条第2項

生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力，判断力，表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。

新学習指導要領における「目標」及び「内容」の構成



各教科等の「目標」「内容」の記述を、「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の資質・能力の3つの柱で再整理。

目 標

平成20年改訂小学校学習指導要領

第2章第1節 国 語

第1 目 標

国語を適切に表現し正確に理解する能力を育成し、伝え合う力を高めるとともに、思考力や想像力及び言語感覚を養い、国語に対する関心を深め国語を尊重する態度を育てる。



平成29年改訂小学校学習指導要領

第2章第1節 国 語

第1 目 標

言葉による見方・考え方を働かせ、言語活動を通して、国語で正確に理解し適切に表現する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 日常生活に必要な国語について、その特質を理解し適切に使うことができるようになる。【知識及び技能】
- (2) 日常生活における人との関わりの中で伝え合う力を高め、思考力や想像力を養う。【思考力、判断力、表現力等】
- (3) 言葉がもつよさを認識するとともに、言語感覚を養い、国語の大切さを自覚し、国語を尊重してその能力の向上を図る態度を養う。【学びに向かう力、人間性等】

内 容

平成20年改訂中学校学習指導要領

第2章第3節 数 学

第2 各学年の目標及び内容

〔第1学年〕

2 内 容

A 数と式

- (1) 具体的な場面を通して正の数と負の数について理解し、その四則計算ができるようにするとともに、正の数と負の数を用いて表現し考察することができるようにする。

ア 正の数と負の数の必要性和意味を理解すること。

イ 小学校で学習した数の四則計算と関連付けて、正の数と負の数の四則計算の意味を理解すること。

ウ 正の数と負の数の四則計算をすること。

エ 具体的な場面で正の数と負の数を用いて表したり処理したりすること。



平成29年改訂中学校学習指導要領

第2章第3節 数 学

第2 各学年の目標及び内容

〔第1学年〕

2 内 容

A 数と式

- (1) 正の数と負の数について、数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。【知識及び技能】

(ア) 正の数と負の数の必要性和意味を理解すること。

(イ) 正の数と負の数の四則計算をすること。

(ウ) 具体的な場面で正の数と負の数を用いて表したり処理したりすること。

イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

【思考力、判断力、表現力等】

(ア) 算数で学習した数の四則計算と関連付けて、正の数と負の数の四則計算の方法を考察し表現すること。

(イ) 正の数と負の数を具体的な場面で活用すること。

各教科等の特質に応じた見方・考え方

(幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について

(平成28年12月21日 中央教育審議会答申) 別紙1)



各教科等の特質に応じた見方・考え方のイメージ

言葉による見方・考え方	自分の思いや考えを深めるため、対象と言葉、言葉と言葉の関係を、言葉の意味、働き、使い方等に着眼して捉え、その関係性を問い直して意味付けること。
社会的事象の 地理的な見方・考え方	社会的事象を、位置や空間的な広がりに着目して捉え、地域の環境条件や地域間の結び付きなどの地域という枠組みの中で、人間の営みと関連付けること。
社会的事象の 歴史的な見方・考え方	社会的事象を、時期、推移などに着目して捉え、類似や差異などを明確にしたり、事象同士を因果関係などで関連付けたりすること。
現代社会の見方・考え方	社会的事象を、政治、法、経済などに関わる多様な視点（概念や理論など）に着目して捉え、よりよい社会の構築に向けて、課題解決のための選択・判断に資する概念や理論などと関連付けること。
数学的な見方・考え方	事象を、数量や図形及びそれらの関係などに着目して捉え、論理的、統合的・発展的に考えること。
理科の見方・考え方	自然の事物・現象を、質的・量的な関係や時間的・空間的な関係などの科学的な視点で捉え、比較したり、関係付けたりするなどの科学的に探究する方法を用いて考えること。
音楽的な見方・考え方	音楽に対する感性を働かせ、音や音楽を、音楽を形づくっている要素とその働きの視点で捉え、自己のイメージや感情、生活や社会、伝統や文化などと関連付けること。
造形的な見方・考え方	感性や想像力を働かせ、対象や事象を、造形的な視点で捉え、自分としての意味や価値をつくりだすこと。
体育の見方・考え方	運動やスポーツを、その価値や特性に着目して、楽しさや喜びとともに体力の向上に果たす役割の視点から捉え、自己の適性等に応じた『する・みる・支える・知る』の多様な関わり方と関連付けること。
保健の見方・考え方	個人及び社会生活における課題や情報を、健康や安全に関する原則や概念に着目して捉え、疾病等のリスクの軽減や生活の質の向上、健康を支える環境づくりと関連付けること。
技術の見方・考え方	生活や社会における事象を、技術との関わり方の視点で捉え、社会からの要求、安全性、環境負荷や経済性等に着目して技術を最適化すること。
生活の営みに係る 見方・考え方	家族や家庭、衣食住、消費や環境などに係る生活事象を、協力・協働、健康・快適・安全、生活文化の継承・創造、持続可能な社会の構築等の視点で捉え、よりよい生活を営むために工夫すること。
外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方	外国語で表現し伝え合うため、外国語やその背景にある文化を、社会や世界、他者との関わりに着目して捉え、目的・場面・状況等に応じて、情報や自分の考えなどを形成、整理、再構築すること。
道徳科における見方・考え方	様々な事象を道徳的諸価値をもとに自己との関わりで広い視野から多面的・多角的に捉え、自己の人間としての生き方について考えること。
探究的な見方・考え方	各教科等における見方・考え方を総合的に活用して、広範な事象を多様な角度から俯瞰して捉え、実社会や実生活の文脈や自己の生き方と関連付けて問い続けること。
集団や社会の形成者としての 見方・考え方	各教科等における見方・考え方を総合的に活用して、集団や社会における問題を捉え、よりよい人間関係の形成、よりよい集団生活の構築や社会への参画及び自己の実現と関連付けること。

平成28年中教審
答申では、「見方・考
え方」(各教科等の
特質に応じた物事を
捉える視点や考え
方)を教科等別に整
理している。



教科書・教材の在り方について

我が国における教科書制度について



【教科書の定義】

○教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）

第2条 この法律において「教科書」とは、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及びこれらに準ずる学校において、教育課程の構成に応じて組織排列された教科の主たる教材として、教授の用に供せられる児童又は生徒用図書であつて、文部科学大臣の検定を経たもの又は文部科学省が著作の名義を有するものをいう。

2（略）

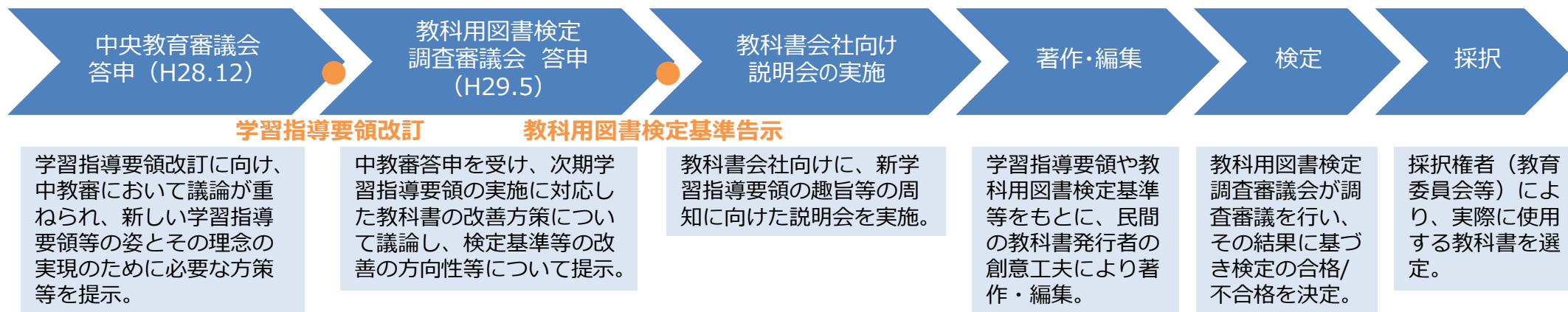
【教科書の使用義務】

○学校教育法（昭和22年法律第26号）

第34条 小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を
使用しなければならない。

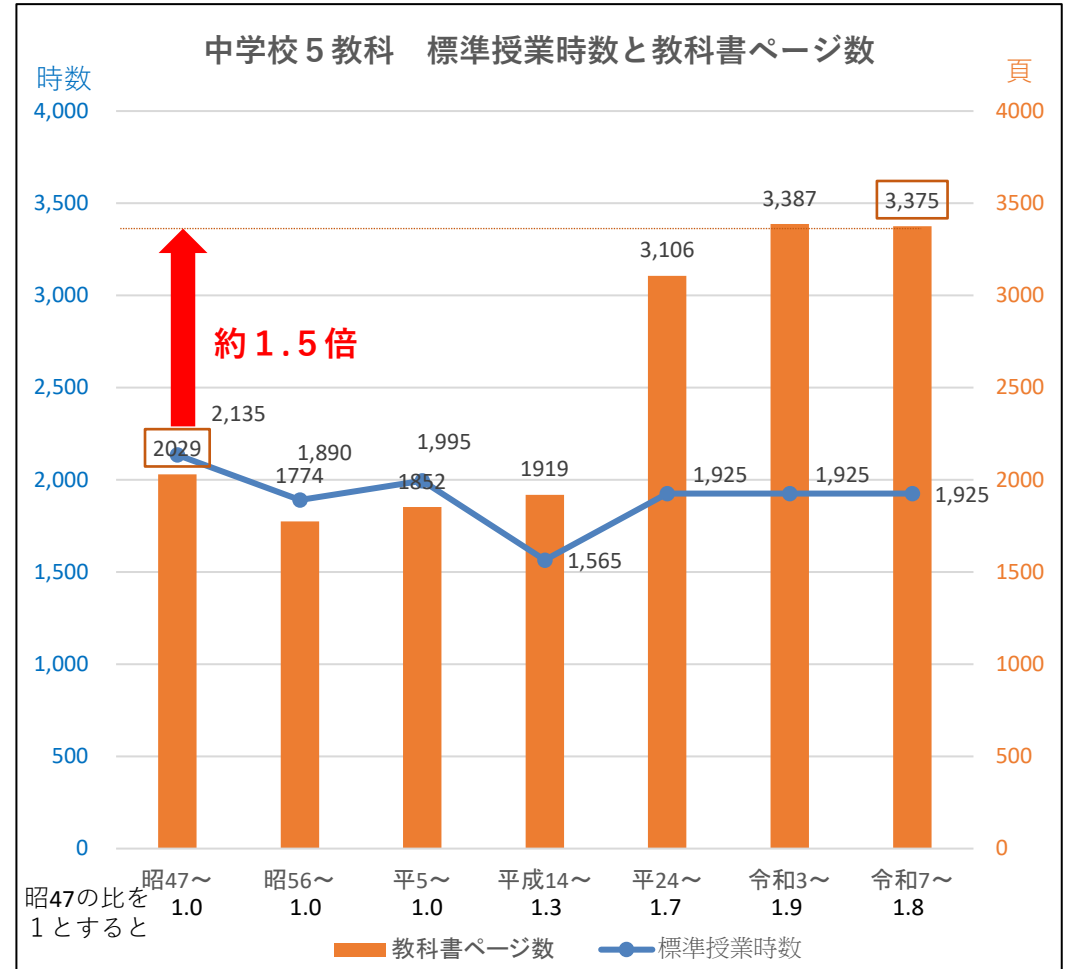
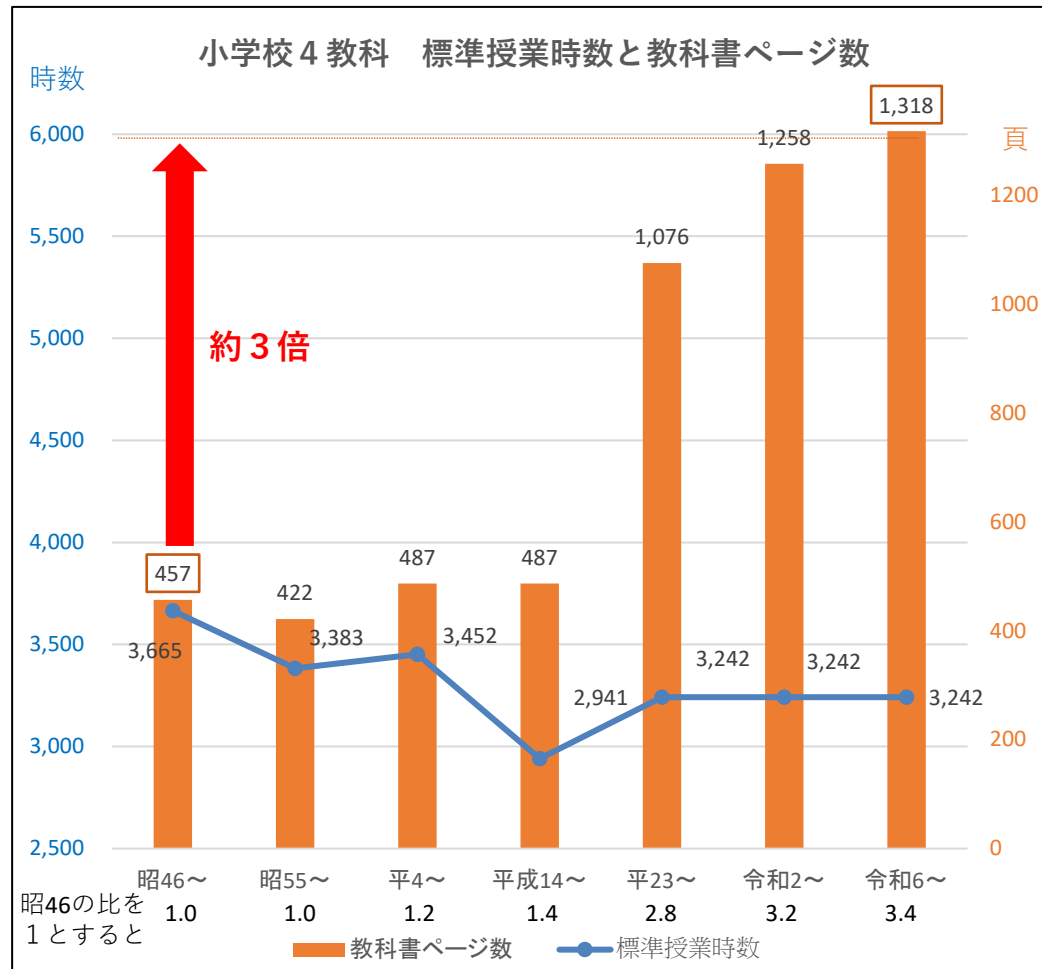
※本規定を中学校／高等学校／中等教育学校／特別支援学校についても準用。

【教科書が使用されるまで】



教科書のページ数の推移について

- 約50年前から、小学校4教科・中学校5教科について、
 - ・標準授業時数は減少しているものの、
 - ・教科書ページ数（A5換算）は**小学校で約3倍、中学校で約1.5倍に増加**。



※小学校4教科：国語・社会・算数・理科、中学校5教科：国語・社会・数学・理科・外国語
 ※教科書ページ数は、各教科の教科書の平均ページ数を足し上げたものであり、A5換算。
 ※A5換算ページ数は、A5版との面積比を踏まえ、B5版は1.5倍、A4版は1.74倍、A3版は2.01倍して算出。
 ※平成4年の生活科創設に伴い小学校1、2年生の社会と理科がなくなったため、標準授業時数・教科書ページ数ともに社会と理科は小学校3～6年生の数値としている。

【出典】学校教育法施行規則及び教科書目録から文部科学省において算出

デジタル教科書の制度等

- 学習者用デジタル教科書は、平成30年の学校教育法等の一部改正等により、小学校、中学校、高校等において、紙の教科書の内容の全部を電磁的に記録したデジタル教科書がある場合は、教育課程の一部において紙の教科書に代えてデジタル教科書を使用することが可能。
- デジタル教科書の今後の在り方に関する検討会議の議論を踏まえ、令和3年4月より、学習者用デジタル教科書の使用を各教科等の授業時数の2分の1未満とする制限を撤廃。

学習者用デジタル教科書の推進

- 令和3年度から令和5年度は「学びの保障・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業」、令和6年度からは「学習者用デジタル教科書購入費」として、小学校5年生から中学校3年生を対象にデジタル教科書を提供し、学校現場における活用を推進。

令和3年度

・任意の1教科→**全国の約40%**

令和4年度

・英語 →**全国の100%**
・算数・数学→**全国の約20%**
(その他教科で50%)

令和5年度

・英語 →**全国の100%**
・算数・数学→**全国の約50%**

令和6年度

・英語 →**全国の100%**
・算数・数学→**全国の50～60%**

導入の方向性

中央教育審議会 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた学校教育の在り方に関する特別部会 報告（令和5年2月）

- 通信面や指導面での課題も踏まえ、デジタル教科書の円滑かつ効果的な活用の観点から、**教科・学年を絞って令和6年度から段階的に導入。**
- 令和6年度の教科・学年については、令和4年度の実証事業の実績等を踏まえ、**まずは小学校5年生から中学校3年生を対象に「英語」で導入。**
- **その他の教科については「算数・数学」**など、現場のニーズを踏まえて導入（令和4年度の実証事業において、英語の次に現場のニーズが高いのは算数・数学）。

※ 紙の教科書とデジタル教科書の在り方については、デジタル教科書への慣れや児童生徒の学習環境を豊かにする観点から、児童生徒の特性や学習内容に応じてハイブリッドに活用



1. 目指すべき授業や学びのあり方と、そうした授業や学びづくりに直結するわかりやすい目標・内容の在り方
2. 教育課程の実施に係る学校現場の負担感はどのように生じうるか、またその軽減の在り方
3. 現行の学習指導要領における資質・能力の3つの柱の在り方
4. 一人一台端末というデジタル学習基盤を前提とした学びの在り方
5. 子供たち一人一人の特性や多様性に配慮した柔軟な対応を一層可能とするための在り方
6. 今後の授業や学びのあり方を踏まえた教科書・教材の在り方